

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
で	川越市大字小堤字春日山辺 一五番七地先から同市大字小 堤字春日山辺一五番七地先ま	区 間
一〇・九六 一〇・九六	一〇・九六 一〇・九六	敷地の幅員 (メートル)
一四・〇五	一四・〇五	延長 (メートル)
交差点改良事業による。		備 考